

豊橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業のご案内

豊橋市では、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度以下の難聴児に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。



対象者

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 豊橋市に住所を有する18歳以下の者
(18歳の誕生日後最初の3月31日まで申請可)
- ② 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であり、身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象にならない者
- ③ 補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する者
- ④ 対象児の属する世帯に市民税所得割46万円以上の者がいないこと

助成額

助成額は基準価格(※裏面の基準価格表をご覧ください)と補聴器購入費用のいずれか低い額の3分の2(1円未満切り捨て)。

※補聴器1個の場合36,000円、2個(両耳装用)の場合は72,000円が助成上限額となります(イヤーマールドの費用含む)。

申請に必要なもの

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書(窓口でご記入いただきます)
- ② 医師の意見書(※身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師作成のもの)
- ③ 補聴器の見積書(※意見書の処方に基づき、補聴器販売業者作成のもの)
- ④ その他(※豊橋市に転入し、課税状況を確認できない場合は、対象児の属する世帯全員の所得課税証明書が必要です)

注意事項

- 補聴器の購入前に申請が必要です。
- 申請書、意見書は指定の用紙があります。
- 意見書は身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師が作成したものに限られます。



詳しい手続き方法などについては、下記までお問い合わせください。

豊橋市役所 障害福祉課

電話：0532-51-2345 FAX：0532-56-5134

Eメール：shogai-fukushi@city.toyohashi.lg.jp

裏面もご覧ください



補聴器 基準価格表 ※抜粋

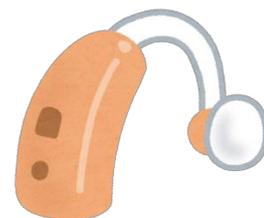
名称	1個あたりの基準価格	基準価格に含まれているもの	耐用年数
高度難聴用耳掛け型	43,900円	補聴器本体 (電池を含む)	5年 (耐用年数以内の補聴器の買い替えに係る費用は助成の対象外です。)
高度難聴用ポケット型	34,200円		
重度難聴用耳掛け型	67,300円		
重度難聴用ポケット型	55,800円		

※イヤーマールドを必要とする場合は上記価格に9,000円を加算

※対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準」に定める補聴器となります。

※修理は本事業で購入した補聴器のイヤーマールドの交換のみ助成対象となります。

※FM補聴システムは助成の対象外となります。



手続きの流れ

① 医師の意見書の準備	医師の診察を受け、意見書の交付を受けてください。
② 補聴器の見積書の準備	補聴器を購入する業者から、①の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。
③ 申請書等の提出	意見書、見積書等をご用意のうえ、市役所障害福祉課に提出してください。
④ 助成の決定	市は、提出された書類等を審査し、必要と認めた場合は申請者に決定通知書を、補聴器業者に助成券、委任状を送付します。
⑤ 補聴器の購入等	決定通知書を受領後、補聴器業者へ補聴器の購入又は修理を依頼してください。納品後、補聴器業者へ利用者負担額を支払い、助成券、委任状に記名・押印してください。
⑥ 助成額の請求	申請者に代わり、補聴器業者が市に助成額の請求を行います。請求後、市は補聴器業者に助成額の支払いをします。

参考【聴覚障害の程度】



※下記の表は大まかな目安です。
個人の状況によって聞こえの程度等は異なります。

聴カレベル (デシベル)	聴力障害の程度	聞こえ方	助成対象
0	正常	—	—
30~	軽度	小さな声は聞こえづらい、普通の会話は聞こえる、聞き間違えることがある	助成対象 (本制度)
50~	中等度	普通の会話が聞こえづらい、大きな声で話せば聞こえる、	
70~	高度	40cm以上の距離での会話が聞き取れない、耳元で話せば分かる、耳元で大声で話さないと聞き取れない	身体障害者手帳
90~	重度	耳元のかかなり大きな音ならどうにか聞こえる、ジェット機の音を感じられる程度、ろう	